第二条　登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「神奈川出張所、金沢出張所、青葉出張所、港北出張所、戸塚出張所、栄出張所及び旭出張所」を「川崎支局、神奈川出張所、金沢出張所、港北出張所、戸塚出張所、旭出張所、栄出張所、青葉出張所及び麻生出張所」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第六条中「日光支局」を「栃木支局、日光支局」に、「及び烏山支局」を「、烏山支局及び小山出張所」に改める。

第十七条に次の一項を加える。

3　名古屋法務局一宮支局管内愛知県犬山市及び丹羽郡に属する地域内の登記事務は、名古屋法務局春日井支局で取り扱わせる。

第十八条に次の一項を加える。

2　津地方法務局熊野支局及び尾鷲出張所の管轄に属する商業登記の事務（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）は、津地方法務局で取り扱わせる。

第三十二条第三項中「山鹿支局」の下に「、阿蘇支局」を加える。

第三十六条中「郡山支局及び二本松出張所」を「郡山支局、白河支局、二本松出張所及び須賀川出張所」に改める。

第四十五条第二項を削る。

第三条　船籍港の所在地を管轄する登記所が二以上ある船舶の管轄登記所を指定する省令（平成十七年法務省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　神奈川県川崎市の区域を船籍港と定めた船舶の登記の事務は、横浜地方法務局川崎支局が取り扱う。

附　則

この省令は、平成二十一年十一月九日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第二条中登記事務委任規則第三十六条の改正規定　平成二十一年十一月十六日

二　第一条の規定、第二条中登記事務委任規則第二条、第六条、第十七条及び第四十五条第二項の改正規定並びに第三条の規定　平成二十一年十一月二十四日

三　第二条中登記事務委任規則第十八条の改正規定　平成二十一年十一月三十日

告示

○中央選挙管理会告示第二十二号

衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について次のとおり届出があったので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の六第六項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十月三十日

中央選挙管理会委員長　坂田　桂三

届出年月日	政党その他の政治団体の名称	略称	本部の所在地	代表者の氏名
平成二十一年九月五日	日本共産党	共産党	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目二十六番七号	志位　和夫
平成二十一年九月八日	社会民主党	社民党	東京都千代田区永田町一丁目八番一号	福島　瑞穂
平成二十一年九月八日	民主党	民主	東京都千代田区永田町一丁目十一番一号	鳩山由紀夫
平成二十一年九月九日	公明党	公明	東京都新宿区南元町十七番地	山口那津男
平成二十一年九月九日	新党日本	日本	東京都千代田区平河町一丁目七番十一号四階	田中　康夫
平成二十一年九月十日	みんなの党	みんな	東京都千代田区隼町二番十二号藤和半蔵門コープ六〇六号	渡辺　喜美
平成二十一年九月十五日	国民新党	国民	東京都千代田区平河町二丁目十四番七号平河町コハセビル三階	亀井　静香
平成二十一年九月二十九日	自由民主党	自民党	東京都千代田区永田町一丁目十一番二十三号	谷垣　禎一

○法務省告示第五百七号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十一年十月三十日

法務大臣　千葉　景子

認証紛争解決事業者の氏名又は名称及び住所

山形県社会保険労務士会

山形県山形市あこや町二丁目三番一号錦産業会館二階

認証年月日

平成二十一年十月十五日

○法務省告示第五百八号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十一年十月三十日

法務大臣　千葉　景子

認証紛争解決事業者の氏名又は名称及び住所

東京都社会保険労務士会

東京都新宿区新小川町八番九号

認証年月日

平成二十一年十月十六日

○法務省告示第五百九号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国カリフォルニア州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十一年十月三十日

法務大臣　千葉　景子

氏名　イーバン・ガブリエル・スモールウッド

生年月日　千九百七十二年三月二十二日

国籍　アメリカ合衆国

○法務省告示第五百十号

不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第三十六条第一項第二号及び第二項第二号並びに第百九十三条第五項第二号（これらの規定を同規則及び他の省令において準用する場合を含む。）並びに不動産登記規則第二百三十八条第五項第二号、抵当証券法施行細則（昭和六年司法省令第十二号）第二十二条第一項第二号、鉱害賠償登録規則（昭和三十年法務省令第四十七号）第十一条第五項第二号及び第二十条第二号、船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）第二十一条第一項第二号及び第四十五条第五項第二号、農業用動産抵当登記規則（平成十七年法務省令第二十九号）第三十六条第五項第二号並びに建設機械登記規則（平成十七年法務省令第三十号）第三十一条第五項第二号の規定に基づき、次の登記所を指定する。

平成二十一年十月三十日

法務大臣　千葉　景子

登記所	指定の効力が生ずる日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十一年法務省令第四十二号）の規定により商業登記の事務が横浜地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の横浜地方法務局川崎支局	平成二十一年十一月二十四日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十一年法務省令第四十二号）の規定により商業登記の事務が宇都宮地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の宇都宮地方法務局及び小山出張所	平成二十一年十一月二十四日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十一年法務省令第四十二号）の規定により商業登記の事務が津地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の津地方法務局及び尾鷲出張所	平成二十一年十一月三十日